

L i D／APD（聞き取り困難症／聴覚情報処理障害）への

公的支援及び理解啓発に関する請願

討論要旨 安田吉宏議員

本請願において、請願者の願意についてはとても理解できるものです。私は、本市の全ての子供が幸せな生活を営むことを望んでおります。本請願の内容は、L i D／APD、以下L i Dとさせていただきますが、L i Dの子供に対しワイヤレス補聴援助システムの購入の助成の制度化、貸与の制度化、そして理解啓発を進めてほしいというものです。

このL i Dは、その発見が比較的新しいため、明確な治療法が確立されておりません。そして、その判断基準についても明確にはなっておりません。そのため、現在このL i Dは障害認定されにくい状況にあると言えます。

本市は、障害者手帳の交付対象に該当しない方に対して、尾張旭市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業を実施しており、18歳未満、聴力レベルが30デシベル以上で身体障害者手帳の交付対象となっていない子供に対して補聴器の購入及び修理費の一部を助成しております。軽度・中等度の難聴児に対して、適切な補聴器装具を推奨し、言語や精神の発達、学力の向上、社会性の構築等、難聴児の成長を支援することを目的としており、運営されております。

この助成では、ワイヤレスによるもの、デジタル無線方式のものを含むFM型補聴器の購入については既に制度化されており、実施もされております。本市制度の要件を満たしていれば、L i Dの子供に対してもワイヤレス補聴援助システムの購入助成は行われているのが現状です。

本請願の趣旨説明の中では、L i Dによる聞き取り困難の環境を改善するために、今回の請願書には記載されていませんが、ワイヤレス補聴援助システムロジャーについての購入の助成についての願意が示されました。趣旨説明にはありましたが、このロジャーは、L i Dに対して有効性についても個人差があると考えられ、その効果も研究段階にあると言えます。しかし、そもそも本市が遵守する国の補装具費支給制度や愛知県軽度・中等度の難聴児支援事業の指定する対象には、このロジャーは含まれておりません。全国でもこのロジャーについては独自の助成をしている自治体は数県のみです。

本市においては、ロジャーへの助成の基準がないことから、根拠がない曖昧なままで公費投入をすることは難しいと考えます。さらに、法的根拠のない支援は、平等性についても問題が生じます。このような状況で、議

会側が公費投入することを行政側に求めることには賛同できないと考えます。

その一方で、先ほども述べましたが、願意については理解できます。我々令和あさひの会派としましては、今後はL i Dに対する調査研究を深め、国などにL i Dの障害認定を求めるなど、公費投入が可能となる方法を検討していきたいと思います。

我々は、国や県においてL i Dが障害認定されれば、助成することに対して積極的です。まずはこのL i Dという障がいをもっと知ってもらうことが重要ではないかと考えます。いずれは公的助成は必要なものであり、L i Dの救いの一手になると考えております。

まとめとしまして、請願内容の3つ目の理解啓発については賛同できますが、1つ目、2つ目の購入、貸与に関しましては慎重に考えるべきであると考え、現時点では賛同することはできません。

以上のような理由から、現段階では、全ての請願に対して賛同しかねますので、本請願につきましては不採択とさせていただくことを表明し、反対討論とさせていただきます。